

**令和7年度 史跡古津八幡山遺跡保存活用計画等推進委員会・
同調査指導部会 議事録**

**日 時 平令和7年8月20日（水）
午後1時30分～**

会 場 新潟県埋蔵文化財センター研修室

**出席委員 石川日出志委員・川上真紀子委員・朱雁委員・相馬朋美委員・
武樋伸明委員・橋本博文委員・石黒立人委員**

**指導・オブザーバー 新潟県観光文化スポーツ部文化課 山崎忠良氏
事務局 新潟市文化スポーツ部歴史文化課（文化財センター）**

（●：委員 ○：事務局）

1 開会挨拶

○本日はお忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和7年度「史跡古津八幡山遺跡保存活用計画等推進委員会」及び「古津八幡山遺跡確認調査指導部会」を開催させていただきます。なお、本日の委員会において、正確な会議録を作成するために録音させて頂いております。ご了解くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料ですが、ホチキス止めの次第から始まる資料。そのほか、弥生の丘展示館の年間パンフレット、「弥生の御朱印巡り」のチラシ、現在開催中の企画展の展示解説パンフレット、それと毎年行っております新潟市遺跡発掘調査速報会の資料を配布させて頂いております。お手元にありますでしょうか。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。はじめに文化財センター所長の村山よりご挨拶申し上げます。

○文化財センター所長の村山と申します。本日はお忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。初めに、後ほどご報告させていただきますが、この度の古津八幡山遺跡の火災については、本当に皆さま方に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

その後、先生方の何人からは、職員が落ち込んでいたところに励ましの言葉を頂きまして、本当に助かりました。今日もこの話の中で、これからのこともご意見頂くようなことになるかと思っておりますけど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

この委員会、また皆さま方からですね、古津八幡山遺跡についてどのように保存活用していくかということを、専門家的な観点からご意見を頂いて、今後のために活用していきたいと思っております。また、幅広い色々なご意見を頂きたいと思っておりますので、意見交換のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上を持って挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員及び事務局の紹介

○続きまして、「次第2. 委員及び事務局の紹介」をさせていただきます。なお、委員会の下部組織であります調査指導部会ですが、現地調査が一旦終了し、報告書も刊行いたしました。後ほどご報告をさせていただきます。今後の追加指定範囲の検討や、さらにその後の遺構の復元整備なども予定しておりますことから、引き続きご指導を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

それでは資料6の委員名簿に従って順にお名前をお読みいたしますので、その際は簡単で結構でございます。その場にて自己紹介くださいますようお願いいたします。なお、小林達雄委員、菊地芳朗委員、齋藤純子委員、高橋郁子委員は本日も都合がつかず欠席となっております。

3 委員長の選出について

○引き続きまして「次第3. 委員長の選出について」でございます。委員長の小林達雄委員からは、先般、本委員会委員のご退任と、本日の委員会を欠席される旨の連絡を頂戴いたしております。

小林達雄先生には2003年の最初の委員会である「八幡山遺跡基本構想策定委員会」から20年以上の長きにわたり、各種ご指導ご助言頂きました。事務局よりこの場をかりて厚く御礼申し上げさせていただきます。小林先生からは、今後の古津八幡山遺跡について楽しみにしているとのこと、委員の皆さまにも引き続きどうぞよろしく、というお言葉頂戴しておりますので、ご紹介いたします。

資料5の本委員会開催要綱第5条により、「委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」とあり、今回、新たに委員長を選出したいと思います。選出にあたり小林委員長からご退任の連絡の際に、副委員長の石川委員を委員長に推薦したいとのご発言を頂いております。委員の皆さまいかがでしょうか。

●異議なし。

○ありがとうございます。委員の皆さまより異議なしということですので、石川委員いかがでしょうか。お引き受けくださいますでしょうか。ありがとうございます。それでは石川委員が委員長になりましたので、恐れ入りますが正面の委員長席のほうへお願いいたします。

それでは、石川委員長よりご就任の挨拶を賜りたいと思います。

委員長 改めて石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。あの委員の互選ですので、退任される前委員長がここに指名するのはいかがなものかと思うわけですが、一応互選のうち、という理解でお受けすることにしたいと思います。

小林先生のように熟練熟達、手練手管込みの、かつパワフルな運用はできませんけれども、この古津八幡山遺跡は新潟県を代表する国史跡、活動する国史跡だという風に思っています。当初は土取りで無くなる予定であった遺跡が、継続的な調査によって、素晴らしい弥生時代後期を中心とする集落遺跡だということで保存が決まり、国史跡になって20年ぐらい経っています。山が一つ残ったことで、史跡はもちろん、地形・自然がそのまま残っているということで、いろんな取り組みが、活用の仕方ができるという非常に魅力的な地であります。

ここをどう活用するかということについては、県内のみならず全国からおそらく注目されている、そこに範を示す、もしくはそうなることが期待されているところだという風に思います。小林先生の後を受けて、そういう全国からの、県内からのこの遺跡への期待に少しでも答えられるよう、皆さま方と共に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ありがとうございました。それではこれより開催要項第5条第2項に基づき、会議の進行は委員長よりお進め頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 職務代行（副委員長）の指名について

委員長 それではよろしくお願いいたします。

「職務代行の指名について」ということで、資料5の開催要綱の第5条の第3項により、「あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する」と定めてあります。副委員長であった私が先ほど委員長に選出されましたので、私のほうから新たに副委員長を指名するということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。橋本博文委員を指名いたしますが、よろしくお願いいただけますでしょうか。ありがとうございます。橋本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

5 報告・議題

(1) 保存関係

A 史跡公園で発生した火災について

○先ほどの挨拶の中でありました火災の話について改めて報告させていただきます。資料は(1) - ①になります。史跡公園で発生した火災について、配布した紙の資料と、また報告された時から時間が経っておりますので少し変わっているところもありますけど、それも交えながら説明させていただきます。

たいと思います。

手元の資料をご覧頂きますが、経過として7月31日の13時半過ぎに、市民の通報を受けて、消防から電話がありました。消防の発表では13時36分に消防は火災を確認し、出動したということでございました。鎮火は18時22分ということでございました。

スクリーンのほうを見て頂きながら、お聞き頂けたらと思いますけど、実際に延焼した部分が赤色の部分で、ほぼ芝生と堅穴住居3棟、1号棟と2号棟と4号棟が全焼するという形になりました。面積としては約7,500㎡ということです。あと、ここ（古墳手前）の市の史跡のところではなく、私有地というところもありまして、後日改めて所有者の方にお詫びしましたところ、大事に至らなくて良かったという言葉を頂いているところでございます。本当に人への被害がなかったことが非常に幸いだったかなと思います。

その原因ということで、消防、警察も私も一緒に現場検証を立ち合わせて頂きましたが、資料にも書いてあるように、自然発火や放火とか事件性というのは確認されず、我々の八幡山の史跡の管理の中で堅穴住居の燻蒸作業が午前中行われていたのですが、通常2時間、3時間経っていれば消えており土に埋めるという処理をするところだったのですが、この辺に不十分なところがあったのかという話もありましたが、消防も警察もどれが原因かという確定には至っていないというところ です。

火災当初は史跡公園全体に立入制限をかけたところですが、人工物とか危険なものは一応取り除いて、建物部分だけは立ち入りができないようにトラロープ等で柵はしておりますが、公園自体は現在一般開放という形でやっております。芝生もまだまだ焼け跡は残っていますが、先週見たところ ですと、その中にも少しずつ緑の芽も出てきているような形になっておりまして、割と早いうちにもとのような芝が生えてくるのかなと思っていますところ です。

この火災については、文化庁へ8月5日付で毀損届は出しております。これからまた文化庁から色々協議等はあるかと思うのですが、それも受けながら、ここの整備を考えていきたいと思っております。その辺もまた皆さまからご意見頂ければと思っていますところ です。

参考に鳥取の妻木晩田遺跡ですが、柱組みまでの復元も良いのではないかと委員さんからの意見も事前に頂いたところもあります。また市民参加で取り組んでいこうかという風なことも考えておりますし、管理の仕方もまた改めて考えていきたいと思っております。

言い忘れておりましたが、消防のほうからもまず火災を起こさないという対策を取ること、起きた場合の発生後の体制も改めて整えてくださいということもありました。その辺も含めながら対策を考えていきたいと思っております。簡単ではありますが、火災の状況でございました。

委員長 「(1) A」については、この火災に関する報告のみということですかね。これについて、皆さんのほうから何かご質問、ご意見等ございましたら頂きたいのですけどいかがでしょう。

石黒委員 質問ですけど、全体で7000ちょっとの広さが最終的に延焼していますが、建物がその原因なのか、建物以外のところで何かしらがあってそれで延焼したのか。あるいは、建物自体はどういう状況で燃えたのか、その辺がちょっと知りたいです。仮に燻蒸で発火したとしても、ほかの建物への延焼の仕方っていうのは分かったのでしょうか。

○ここでは見えませんが、ここ（2号棟脇）に花壇があります。ここに埋めていたのですけど、仮に火種が残っていたとして、芝生が火を發せずじわじわじわじわと地を這うような形で、当時も乾燥した芝生の状況だったので、その時も風も結構強くて、そういう残っていた火種が芝生づたいに燃え移っていったと。それが2号棟のほうにきて建物に燃えていったという風な状況だったのではないかと。見にくいですけど、ここ（2号棟脇）に木がありますが、この木はそんなに燃えていないのです。本当にこの芝生だけが最初じわじわじわじわとボツと燃えていって、それが堅穴のところについた時に、燃え上がったという風な状況だろうと。

堅穴住居にも火災報知機がありましたが、建物が燃えているときに火災報知機が鳴ったのですが、その前にすでに芝生がかなりの範囲で燃えていていたのだらうということでした。ですので、おそらく最初は芝がかなりこうじわじわと燃えていく中で、時間が経って建物のほうにいったのではないかなと思います。我々も行った14時過ぎには、ここまで燃えた跡がありましたので、割と火

が立たないような状況で、芝が燃えていったのではないかと思います。

石黒委員 どうもありがとうございました。なぜこのような質問をしたかという、結局、条件としても弥生時代と一緒になんです。集落の防火をどうするか。別に現代の話ではなくて。その芝生を生やしていること自体が本来の遺跡の復元なのかという風に考えた時に、当時も多分、防火対策をしているはずなんです。だから全面に芝生を生やすと、むしろ集落景観として当時とそぐわないのではないかとこの可能性も出てくるので、質問させて頂きました。

委員長 3棟焼けたという被害があったということで、3棟同時に火災が発生したのか、それとも一箇所から芝生を這って延焼していったのかということですが、この場合は原因を考える場ではないわけですけども、この辺はどうでしょうか。

○これも想定なんですけど、先ほど言ったように、まず芝が燃えておそらく最初にこれ（2号棟）が燃えたのであろうと。そして芝生をつたって次にここ（1号棟）が燃えたであろうと。当時、風がこう吹いていたので、これ（4号棟）は飛び火じゃないかということでした。この2棟は大丈夫ですけど、芝生はここまで燃えていったと。

委員長 石黒委員のご発言の要点は、史跡整備を考える際に重要な情報、ヒントになるのではないかとことです。当時であれば当然、ここに歩いて道等ができて草が生えていないゾーンがあって、それが火災発生行為の状況があった時に延焼を防ぐような、そういう効果もあるはずなので、整備をする場合、そういうことも考慮に入れる必要があるのではないかとこのご意見という風にうかがいました。です。ね。

石黒委員 はい、そうです。

委員長 私のほうから。先ほど火災があった3棟を今後どうするかってところで少し触れられていましたけれども、これは今後を考えるということです。

○そうです。先ほどの事例（妻木晩田遺跡）もありますし、どういう風にやっていくかというのは意見をお聞きしながら今後検討していくことになります。

委員長 何年前に、冬に大雪で毀損したことがありますが、同じ建物です。ね。あの場合は復旧したわけですけども、そういう対応が必要なのかどうかというのは今後また改めて考えるということです。かなり予算措置等もありますし、変わってきますので。

後で現地へ行きますけども、この状況から火災建物の情報を得るための何か措置というのは、その辺はありますか。記録の取り方とか何かありますでしょうか。

橋本委員 それに関連して。以前、火をつけられて燃えてしまったという経験があって、その時にもお伝えしたんですが、発掘調査で焼失家屋、先ほど鳥取の妻木晩田遺跡の話に少し触れられていましたけど、発掘で得られる焼失家屋の情報というのを、実験考古学という、燃やすというのがなかなかできないわけなので、こういうきっかけにでも情報を得るために、ただそのまま片付けてしまったというのではなくて、調査というか、したら良いのではないかなという風に前はお伝えしたんですが、今回もその旨を電話ではお伝えしたんですけども、どのような対応されたのかその辺を聞きたいのですが。

○この辺に人工物的なものがあるので、それは撤去させて頂いて、自然といいますか、復元した建物の柱などはまだそのままにしてある中で、ここ（竪穴住居跡）を柵（柵）で囲って立ち入らないようにした状況にしています。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

川上委員 現状で芝生全体の防火施設みたいのはないですか。スプリンクラーとかは今は何もないのですか。

○そうです。水源などはここ自体にないので。

橋本委員 保険というのはいかがですか。

○保険は入っておりませんでした。市自体でもこういうのはほとんど今入っていないような状況になっておりまして。保険には残念ながら加入していませんでした。

委員長 なるほど。ほかにいかがでしょうか。また何か思い出しましたら、ご発言頂くとして、次に進めたいと思います。

B 令和6年度古津八幡山遺跡確認調査整理作業の報告

○「5. 報告・議題」の中の、(1) 保存関係のBの説明に移らせて頂きたいと思います。資料のほうはお手持ちの資料(1)の④から⑩になります。

スライドを中心にご報告をさせて頂きたいと思います。まず、平成29年から令和4年にかけて6年をかけまして、遺跡の北東部分のほうの発掘調査をいたしました。場所ですけれども、この外側の赤いラインが国の史跡になっておりまして、平成29年から令和4年にかけて調査をしたというのが、この現在の国の史跡の外側の部分を発掘調査いたしました。

この委員会でも何度か経過報告ということで調査成果についてご報告をさせて頂いたのですが、今年の令和7年の3月に正式に発掘調査報告書を作成いたしまして、委員の方々には報告書を送らせて頂いたところです。

今後、調査成果をもとに史跡の追加指定を新潟市としては予定しておりまして、どこの範囲まで広げるのかなどについても、この委員会で検討していこうという予定であります。ざっと大きな調査成果だけご報告させて頂きます。まず一つが、ここに尾根がありますが、この尾根の南側で大型の竪穴住居が見つかったという一つの大きな成果がありました。一度、建て替えを行ってまして、左側が建て替え前、右側が建て替え後になります。建て替え後ですと、一辺が9.6mと大型の、古津八幡山遺跡の竪穴住居の中で一番大きい竪穴住居が、史跡の指定地外から近年の調査で見つかったという成果がありました。この大型住居については6本柱、古津八幡山遺跡の中では今のところ基本4本柱ですが、この大型の竪穴建物については6本柱で、住居の外側に延びる排水溝を持つというほかの竪穴建物では見られない構造も確認できております。概ね発掘調査を行ったのですが、煮炊きをした炉跡とか、貯蔵用の穴なども見つかりませんでした。そういったことから、居住用以外の特別な用途で使った竪穴建物だろうという風に報告書では報告したところです。

もう一つが、この尾根の北側において方形周溝墓が見つかりました。この下側の青い部分が溝になりますが、長軸の一辺が10mで短軸の短い東西方向が8.8mの大きさで、古津八幡山遺跡の方形周溝墓の中では一番大きい方形周溝墓が近年の調査で新たに見つかりました。この方形周溝墓については、内部で四つの埋葬施設が確認できたということで、新潟県内の弥生時代のお墓では、確実なところでの複数埋葬事例としては初めての確認事例と言えるかと思います。

これがその方形周溝墓の中心的な埋葬部1と呼んでいる埋葬施設です。茶色い部分が板の部分になりまして、この板の中にもう一つ埋葬施設が確認できたということで、木槨構造の木の板で空間を作った中に、棺を入れるような構造の埋葬施設だったという風に考えて、報告書の中でも報告をしております。右下に国内の主な木槨墓の分布ということで、報告書でも報告させて頂きましたが、東日本で非常に稀な木槨墓の事例という風なことが言えるかと思います。

最近の調査では、竪穴住居については先ほどの大型竪穴建物を含めて全部で6棟の竪穴住居が確認できました。先ほどの大型竪穴建物というのがSI1という名称の建物ですけど、これについては弥生時代の終わりぐらいの時期と出土遺物から考えて報告をしております。ほかの4棟については弥生時代後期後半の建物というようなことで出土遺物から判断しております。

四つの埋葬施設を持つ方形周溝墓というのがSZ743になりますが、弥生時代後期後半を中心としてそれを前後する時期という風に考えております。

もう一つ、方形周溝墓がSZ743の北側で見つかっています。これはSZ743の後の時期に造られたものと考えています。

弥生時代の後期前半・後半については、基本的に標高50mの頂上部分に居住域の中心がありますが、近年調査したこの北東側でも竪穴住居が見つかったということで、この北東域も活動域として利用していたということが新たに判明したところです。また、先ほどの方形周溝墓についても、その時期には出現していたと考えております。そのあと、弥生時代後期末だとか、終末期になると、この北東部分については北側が墓域として利用され、居住域についてはこの北東部分の南側ということで、居住域と墓域とが区切られた可能性があるという風に考えております。

また、頂上部分では堅穴住居が非常に少なくなりまして、その代わりにこの内環濠と呼んでいる方形の環濠ですとか、前方後方形のお墓などが造られるのであろうという風な流れが、近年の調査でより明らかになってきたと言えるかと思います。

C 調査結果を受けての今後の方向性・計画

○次に(1) Cに移ります。「調査結果を受けての今後の方向性・計画」ということで、資料の(1) - ⑪をご覧頂ければと思います。

近年、史跡の指定区域外でこのような調査成果があがったということで、今後の方向性としては、事務局案としては追加指定・公有地化を行って、遺跡の保存に万全を期すとともに、既指定範囲と一体となった整備・活用を行っていく方針で今後進めていきたいと考えております。

資料の下の方に事業計画ということで挙げておりますが、今回その追加指定部分の区域についても、この後に現地のほうを一緒にご確認頂きながら、次回以降、その追加指定範囲について決定していければという風に考えております。

遅くとも令和12年度までに追加指定を終えるという風な予定でおります。また、その追加指定の時期にも関わってきますけれども、遅くとも令和14年度からは追加指定部分の整備を行いまして、令和17年度には指定30周年や、広場が全面供用を開始してから20周年になり、記念式典なども含めて、追加指定部分の供用を開始できればという風に考えているところでございます。

D 追加指定範囲について

○次に(1) D 1 「追加指定範囲について」に移ります。資料は(1) - ⑫から⑭になります。

追加指定範囲について、事務局案として考えているものは、青く塗っているところが追加指定範囲の案でございます。面積は約37,000㎡です。その中に細かく線が分かれているのが筆の境で、147筆ありまして、地権者の数が61人になります。この内部の地目については、概ね山林で紫色になっているのが墓地となります。

この事務局案の範囲ですが、平成29年から令和4年度に調査をした尾根を基本として、かつ宅地や神社・墓地の地目を除く範囲として作っております。先ほどの調査成果の中でお話をさせて頂いた大型の堅穴建物がこの場所です。複数の埋葬施設を持つ方形周溝墓がこの位置になります。そして、右側には小峯神社がありまして、その小峯神社の境までを追加指定の範囲の案としております。

南西側については、少し調査をしていない部分が含まれますが、ここについては平成29年の調査初年度当時に調査をする予定があったのですが、大型の建物やお墓が見つかったという関係で、こちらまで調査の手が回らなかったという経緯もございます。

左側のほうは、ここがコンクリートの道路で、調査区の中に機械などを入れていた唯一の通路になるわけですが、今後整備を行っていく上でこのルートも利用するだろうということで、南西側についても少し広めの区域で、かつ史跡の境界まで繋げるような範囲で追加指定を行ったら良いのではないかと考え、このような事務局案として提示をさせて頂きました。

「(1) 保存関係」については以上になります。

委員長 ありがとうございます。保存関係の令和6年度の調査整理に関する報告、それからそれを受けた今後の方向性・計画、追加指定範囲の案の提示がございました。皆さんのほうからご意見、ご質問、あるいはご提案、ご発言頂きたいと思います。いかがでしょうか。

まず私のほうから良いでしょうか。前にもこの委員会で話題になったことかと思うのですが、今回の一連の調査で東・北側の尾根筋に遺構が確認できたということ。これは重要な成果で、それを受けて追加指定をということですが、この地区にも弥生時代後期の住居・墓域が広がっていたということは、それを受けると、これはもっと遠い将来を考える場合に参考にと言いますか、一つの足掛かりにしておく必要があるのではないかと思います。

と言いますのは(全体の地形がわかる図をもとに)、従来はこの一番尾根筋の高い部分に集落が限定され、一応こちらにもありそうということで調査したわけですが、この低い尾根筋にこれだけの、遺構密度はこの中心部分に比べると結局薄いとはいえ、異なる性格の場として利用されている

ということが分かったということは、同じようなレベルの尾根筋があと二つあるわけですね。そこがどうなっているのかということを考える糸口になると。決めてしまうわけにはいかないですけども、糸口にはなるという評価はしておいて良いのではないかと。

つまり将来的には、長期、かなり先のことで含めて考えると、より西側のこちらの二つの尾根についても何らかの形で調査の手を入れるということを視野に入れておくということが必要なのではないかなという風に思うのですけれども、この辺いかがですか。ちょっと踏み込みすぎかしら。どのようなお考えでしょうか。

○将来的に調査できれば良いかなとは思いますが、この尾根とここの尾根については、宅地化がだいぶ進んでいて、なかなか調査区を設定する時に大変なかなというのはありますけども、前から菊地委員も含めて色々という指摘があったかと思いますが、今後検討させて頂ければと思っています。

委員長 宅地化されているのでなかなか調査が難しい。それから、調査したとしても宅地によってかなり改変を受けている。しかしながら、遺跡としてはやっぱり視野に入れておくべきものだという、そういうことはきちんとこの時点で受け止めておく必要があることだという風に思いますので発言しました。

橋本委員 今の関連で、特にその上の方位の、今のその部分ですね。宅地化があまりなくなって、等高線が比較的広い緩斜面があると思うのですが、そこが昔から気になっていて、長期的な視野でそこも将来的には調査をしていったら良いかなという風には思っていました。

委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

石黒委員 指定の範囲をどうするかという話とは別に、やっぱり古津八幡山遺跡、あるいはその周辺をどう理解するかという時に、宅地だからその手当ができないという話と、宅地でも調査はできるわけですね、だから、その遺跡の範囲外だから調査できないのとか、その遺跡の範囲をそもそもどうしていくのかという。だから、遺跡の範囲でその調査をするということと、指定するために調査するっていうのは切り分けたほうが良いのかなという風に思います。

委員長 そういう調査をする条件が整った時点で、そういう調査を実行する。そういうことを視野に入れてください、という提言に近いですね。ありがとうございます。

橋本委員 その追加指定の範囲の中で確認されている一つは北側の墓域があって、最大の方形周溝墓が出て、木槨を伴ってという。それと右下のほうの大型の堅穴と掘立柱建物が見つかっている部分ですが、そのSI 1ですか、大型の堅穴に居住性が無いという判断をされたわけですね。そうすると、その居住域という言い方にそこが含まれるかどうかという問題があるわけですが、真のこの集団を取りまとめていく人の居住の場はどこにあったのかっていうのはやっぱり考える必要があると思うのですよね。それが左下というか、その辺に来る可能性もなくはないかとは思っているのですが、一応そういうシナリオを考えつつ、そういう場を想定しながら、追加指定の範囲を考えたら良いかなと思います。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

石黒委員 遺跡の範囲を地形で区分するという時に、結局その谷を入れるのか入れないのかということに関わってくると思うのですけど。前もちょっと発言したと思うのですけど、谷は基本的に現在の谷が当時の谷と同じかどうか分からない。そういう問題はあるのですけど、結局その水源の問題ですよね。水源の問題でやっぱりどうしても大きな工事だったりすると、やはり谷も調査して全掘するという例があるのですけど、その調査しないというのも結構あるのですよね。谷だから掘らない。でも、実際、掘った例を見ると、例えば水源で本当に水が湧くようなところだと、例えばそこに井泉遺構というか、特別な設えをしてお祭りをするという場所が、弥生時代後期以降は割と普通にあるのですよ。例えば、それは古墳時代になると、石で覆って整備したり、葺石をして整備したりとかいうのが実際に調査したらやっぱり出てきたというので。もう1か所、中期の例は谷を調査したのだけど、特別な遺構はなかったけれども木製品が大量に出てきて、木製品の工房とまでは言わないけれども、そういう生産空間が出てきたという例が実際にあるのですよ。

面白いのは三重県の場合、その担当者、3か所とも一緒の人がやっているんです。聞くとその担

当者がやって出したってというような側面もあって。結局それは、意図的にその水源というかね、それを意識して調査した結果出てくるという例もあるので。

ここの遺跡の場合は後期以降なので、おそらく何らかやっているはずなのです。やっぱり水に関わる部分っていうのを調べて、儀礼は重要なはずなので。そういう点で言っても、いま見えている谷がその後に侵食されちゃって古い堆積層とか流されちゃうと残っていない、という風に確認できればそれは除外できるのだけでも。少なくとも何らかの形で深掘りをして、もし遺物が出ればそこは当然その遺跡の範囲という形になると思うので、その証拠をどう出すかっていうところの手当の仕方も、多分通常の試掘ではなかなか難しいので、それをちょっとうまくやって頂きたいという風に思います。

委員長 ありがとうございます。谷の調査についても、将来的な課題として視野に入れるということをお願いしたいというような趣旨かと思います。

それでは以上、「(1) 保存関係のA～D」までご説明頂きましたが、次に「(2) 整備関係」のほうに進みたいと思います。よろしいでしょうか。では、整備関係よろしくお願いします。

(2) 整備関係

A 火災案件以外の今後の整備について

○(2) Aの「火災案件以外の今後の整備について」ということで、配布資料の(2) - ①になります。この資料を作った段階では、まだ火災が発生してなく、委員会の日にちも決めた後に火災が発生してしまったのですが、今回火災で被害を受けた以外にも整備から20年近くになるにあたって、まだ残っている堅穴住居の中にもだいぶ経年劣化ですとか、毀損部分が最近見られまして、ちょくちょく修繕はしているんですけども、大掛かりな修繕も今後する必要があるような状況もございます。また、園路ですとか説明版においても、一部毀損が生じているような状況でもございますので、今後追加指定のところの整備を行うにあたって、既指定地内のこういうような修繕についても本格的に行っていこうという予定でいるところでございます。以上になります。

委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ありませんか。終わった後、現地に行った際に、例えば修繕する必要があるところについて教えて頂ければと思います。

進みましょう。「(3) 活用関係」についてお願いします。

(3) 活用関係

A 令和6年度の活用事業について

○資料は(3) - ①になります。古津八幡山遺跡の弥生の丘展示館、ガイダンス施設については、令和6年度の入館者数が22,322人でした。昨年よりは増加していますが、コロナが終わってからもなかなかそれ以前の3万人台に届いていないような状況です。

ただ、弥生の丘展示館だけではなくて、隣にある新津美術館においても同じような入館者数の減少が見られるということで、コロナ後ですね、もう少し回復できればなという話に考えているところではありますが、このような入館者数になっております。

イベントや講演会、団体利用については表の通りになります。あと、参考までに文化財センターのほうの団体利用についても、表を載せております。文化財センターのほうでは、来て頂くだけではなくて、職員を派遣するというようなことも行っていますが、これも参考までに表を載せております。

B 令和7年度の活用事業について

○続いて資料(3) - ②になります。令和7年度の活用事業については表の通りになります。企画展については、文化財センターと共同開催ということで、現在、「古墳時代の日本海側北限域の港湾性集落」という企画展を行っていて、今回、展示のパフレットも配布させて頂いているところでございます。また、9月13日からは、古津八幡山遺跡が国の史跡指定から20周年と、報告書を刊行した記念ということで、「最新の調査成果から探る古津八幡山遺跡」という企画展を後半に開催す

る予定であります。

C 「弥生の御朱印巡り」について

○次に(3)C「弥生の御朱印巡り」についてです。資料の(3)-③になります。今回、「弥生の御朱印巡り」のチラシについても配布させて頂きました。鳥取県のとっとり弥生の王国推進課さんから、昨年、声をかけて頂きまして、古津八幡山遺跡と弥生の丘展示館についても昨年の10月から「弥生の御朱印巡り」というイベントに参加しております。

チラシに御朱印のマークがありますが、これについては資料にあります通り、甘粕先生の古津八幡山遺跡の史跡の名称版で書いて頂いた文字を台紙といたしまして、ハンコ自体は先ほど最近の調査で見つかった古津八幡山遺跡で最大の方形周溝墓の周溝をトレースして、中に古津八幡山遺跡という文字を入れたというデザインにしております。

キャッチコピーについては、北限域の高地性環濠集落ということで、事務局の方には作成して頂いたということになります。

令和7年6月まで、延べ165名の方が押印に参加しております。

また、今年の10月からは石川県の吉崎・次場遺跡ですとか、群馬県高崎市の日高遺跡なども参加するということで、これまで古津八幡山遺跡だけがポツンと日本海側にあったところが、周りの関連遺跡も令和7年の10月から増えるということで、周遊性なども今後期待できるのかなという風に考えているところであります。

それと資料のほうにはないですが、現在、新潟市中央図書館（ほんぽーと）で、新潟市の国史跡という企画展を行っております。8月7日から9月2日の間ですけれど、新潟市内の四つの国史跡を紹介する企画展を図書館のエントランスを使って、開催させて頂いております。

図書館のご担当者からは、お盆も含めて来館者が多くて、この企画展を楽しんでおられますよ、というようなご報告も頂いております。企画展については、顔出しパネルなども用意して、子供さんでも楽しめるような企画展というような内容にしているところです。以上です。

委員長 はい。活用関係で、昨年度及び今年度の活用事業の状況・実績とのご報告がありました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見お願いいたします。

石黒委員 入館者というか参加者の人数の増減と、その新潟市の人口の動態と対応関係はあるのでしょうか。

○そうですね。確かに人口も減っていますけど、ほかの施設もそう増えているというわけでもなく。少し遠くの施設とかに出るっていうのもあるのかなとは考えています。

石黒委員 要するに母数をどこに置かっていうだけの話で、要は統計的にその市の人口が増えたり減ったりするのに、基本的にそれに対応した増減なのか、それとは違う要因なのか。単に市の人口と増減が対応するのだったら、それは仕方ないことだと思うのです。努力しようがないというか。

○子供は減っているので、学校数からすると減っているかもしれませんが、ただ我々の市の目標としては、さらに増加をいま目指しているというところもあるので、そこが確かにちょっと合っていないようなところがあるかもしれませんが、ただ過去に、私も来る前には（入館者が）4万人ぐらいいいた時もありますので、その辺も少し復活はできるのではないかなとは思っているのですけど。

新津美術館さんも減少しており、美術館さんのその背景の検討だと、コロナ禍が明けて今まで割と近場の里山を含めて利用された方が、ちょっと遠くのほうに出かけている可能性もあるのじゃないかみたいな検討結果もあったかと思います。企画展の内容も影響しているのかもしれないですけど。

石黒委員 長期的な変動がどうかという分析はどこかでされているのですか。新潟市の中でそういう分析をして、それを共有するみたいなことが行われているのですか。

○観光分野ではインバウンドとか、そういうところは数値のほうを集めていますけど、具体的にその細かな研究と言いますか、どこがどういうところから来ているとか、細かく共有されているかというと、私が知っていないだけかもしれませんが、そこまで細かく全体がどうかというところはしていないと思います。

委員長 その意味でもですね、今日は入館者数、利用者数を実数でお示し頂きましたけれども、これまでの毎年のデータになりますが、主だった入館者数と主だった項目については、経年変化、動向をグラフ化して頂いたほうが良いかもですね。そうするとコロナのダメージがどれぐらい大きかったか、それがどれぐらい回復しているのかというのが見えやすくなると思います。実数ですと、傾向がなかなか分かりにくいので、その上で検討すると、それをどう読むか、どう対応をたてるかという風にして頂くほうが良いという風に思います。

○次回準備します。

委員長 おそらく市民からそういうことを求められると思いますので、いつでも出せるようにしたいほうが良いと思います。今、館長をしている福島県の文化財センター白河館でもグラフを作って、どれぐらい回復しているのかということをやっていますので、お願いします。ほかにかがでしょうか。

川上委員 つい最近ここへ来たのです。それで、ご飯を食べるところがない。前から思っていたんですけど。例えば、文化財センターのほうはどちらかというと小学校が単位で来る。そして、みんなであそこでお弁当を食べるとかという使い方が非常にしやすい。

でも、ここはどちらかというと家族で来る。みんなで上のほうで遊んだり、美術館見てみたり、あっち行ったりこっち行ったりという、植物園もあってファミリーが楽しめる良いエリアなのですが、食事ができないのです。潰れましたよね、お蕎麦屋さん。しょうがないから、新津のほうまで出るしかなくて。

できたらここで子供たちが1日楽しめる、別にその特別なものでなくても良いと思いますが、食事ができたり、キッチンカーでも良いから、土日だけはキッチンカーが来て、あそこに行くといっぱいキッチンカーが並んでいて土日は楽しいよ、遺跡も行けるし、あっちもこっちも見れるしっていう、そういうなにかSNSで発信してもらいたいな、あの楽しいエリアだっていうイメージを作るのが良いかなという風に思いました。すごく良い展示をしているのに、展示を見たらお腹がすいてどうしようもないみたいになって、ジュースしか買えない。ちょっとね、フラワーランドのところには少しお弁当とかあるのですけども、子供は楽しくない。

できたら家族、ファミリーが楽しめるような、そういう構想をここにある施設の皆さんで検討してみたら良いかなという風に思いました。

○ありがとうございます。植物園だとか、花と遺跡のふるさと公園内のいくつかの施設が集まって、年に2回、花ふるフェスタというイベントをやっていて、その時にはキッチンカーに植物園へ来てもらって、植物園でも焼きそばとか作ったりする時はありますが、なかなか機会が限られています。確かに食事のことは結構聞かれたりしていて、近くにないという課題があると考えています。

川上委員 コンビニでも良いですね。

委員長 利用者側の目を見た時の喫緊の課題ということで、貴重なご意見頂戴しました。ほかをお願いします。

橋本委員 その火災案件の復元整備に関しては、どんな風に今後考えているのでしょうか。電話ではちょっとご意見を差し上げたのですが、この時間でお話させて頂くならばしたいなと思ったのですが。

○今年の9月の最終日になりますけども、文化庁に我々担当者も行って、整備部門の担当者の方も含めて協議も今後予定しております。

竪穴住居については、先ほど今後どういう風な形で整備していくのかということをお話しさせて頂きました。今回被害にあったのは1号棟と2号棟と5号棟です。2号棟については平成29年の大雪の時に毀損をして、小林委員長も含めてこの委員会でもその後どうするかということについて検討した結果、当時もそういう竪穴住居が毀損した事例もあったと思われるので、その辺の観察だとか記録を取るためにそのまま経過観察をしつつ、動きのあるひとつの景観として活用しようということで、この2号棟についてはトラロープを張ったままの状態でありました。そして令和4年度の大雪に関わる再整備というか、修繕の時にも手をつけずにおいた建物が2号棟です。ですので、この床下にはコンクリートも入っていません。この2号棟については焼失住居として説明の際

に利用したり、また記録観察、あと将来的には発掘調査なども含めて活用しようかなという風に考えているところです。

1号棟と4号棟については、令和4年度の大雪の被害にあったものを災害復旧ということで、床下をコンクリートのベタ基礎にしております。ですので、今回の火災にあった時も柱が倒れずに今も立ったまま残っているのですけども、これについては橋本委員からも色々ご意見・ご指導があったように、当面は例えば完掘した状況での復元ですとか、建物の場面場面での復元、柱だけですか、柱組だけの復元みたいなものも含めて、市民参加の形も取り入れながら、整備できれば良いなという風に考えています。

その後、追加指定の整備の時に本格的な整備も含めて検討できればと現状考えております。今後その辺も含めて文化庁などとも意見を詰めながら検討していきたいと思います。

橋本委員 今お話があったようなことで、以前復元をする時に、全部同じように屋根を葺き下ろした形の復元をしても、維持するのに非常にお金もかかるし、今後、持続可能な、だんだん人口も減ってきて予算も減ってくる中で、その管理の費用もかかっているわけなので、それをまた同じように復元するのはちょっと工夫がないかなということで、お話ししたわけなのですけれども。

もしよろしければ、配られた古津八幡山のリーフレットの中にもジオラマ模型で屋根を葺き下ろしたものと、まだ茅をかけてないようなものとか、柱だけ立てたようなものとか、先ほど妻木晩田遺跡の話がありましたけど、ああいうような形で見せたらより学習効果もあるし、お金も節約できるのかなというようにところを考えてですね、その辺を今度は実現してほしいなという希望です。以上です。

委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。なければ「(4) その他」に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。では、よろしくお願いします。

(4) その他

○この後に現地を見て頂きますが、会が終了しましたら少し休憩を取りまして、向こうに行きたいと思います。ロビーのほうに集合して頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それではこの場での議論は以上ということになりますが、何か言い残したことございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは以上をもちまして次第にあるこの場での議事は以上としたいと思います。どうもありがとうございました。

6 閉会挨拶

○石川委員長ありがとうございます。以上をもちまして、「令和7年度史跡古津八幡山遺跡保存活用計画等推進委員会」及び「古津八幡山遺跡確認調査指導部会」を終了いたします。

長時間にわたり、皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。それではこの後、現地見学を行います。こちらには戻ってまいりませんので、お荷物などをお持ち頂いて、ロビーに集合願います。ありがとうございました。